

令和5年度「障害者スポーツ参加促進事業」 (スポーツ用品等購入助成事業) 実施要項

1 目的

肢体不自由児・者が参加できるスポーツ用品の購入費用に助成を行い、障害者スポーツの普及・啓発を図り、障害者スポーツのさらなる活性化を目的とする。また、スポーツの楽しさや爽快感を体験し、スポーツ及び社会参加への意欲向上を図ることを目的とする。

2 助成対象者

新潟県内の障害者が利用可能なスポーツ施設(社会福祉施設を含む)、障害者の支援団体、NPO法人及び保護者会等民間団体で、本助成を行うことにより、障害者スポーツの魅力の広めたり、参加者の増加や競技の技術向上を図ることが見込めるもの。

3 助成対象事業

新潟県内で活動し、下記①、②のいずれにも該当するもののうち、施設、団体及び保護者会等からの申請に基づき、予算の範囲内で助成をする。

①用品購入に関して、他からの助成や委託等を受けていないこと。

②肢体不自由児者が参加資格を持つスポーツにかかる用具の税込みの本体価格。(所有している用品の修理等に掛かる費用は助成の対象外となります)

※学校の授業で使用する物や、学校名義の領収書で報告書が提出されているケースが見られますが、申請書と報告書の内容が異なると判断した場合、助成金の返還を依頼しますので、ご注意願います。

(対象となる競技の例)

陸上競技・・・競走(50m走、100m走、スラロームなど)

跳躍(走り高跳び、立ち幅跳び、走り幅跳び)

投てき(砲丸投げ、ソフトボール投げ、ジャベリックスロー、ビーンバッグなど)

フライングディスク・・・アキュラシー、ディスタンス

車椅子バスケットボール、車椅子ダンス、車椅子ツインバスケット、車椅子フェンシング、車椅子ラグビー、車椅子テニス、水泳、アーチェリー、卓球、ボッチャなど

【令和4年度に助成の対象とした用具】

ボッチャ用スタンダードランプ、初心者用アーチェリー用具一式

4 助成額

1施設、団体等に対し10万円以内(10団体程度の助成を予定)

(スポーツ用品の送料及び振込手数料等は申請者の方でご負担ください)

なお、申請後本協会において選考の上、交付を決定するが、民間団体を優先する。

また、多数の申請があった場合、利用人数(主に肢体不自由児数)や規模、費用対効果等を総合的に判断して決定する。

過去に助成実績のある施設・団体等に関しては、新規申請を優先することとし、予算の都合上、助成対象外となる場合がある。

5 交付方法

交付決定後、現金書留または団体名義の口座が開設されている場合は振込にて送金する。

6 申請方法及び提出期限

別紙の所定の欄に記入押印の上、令和5年8月31日(木)必着にて本協会宛に提出する。(必要記載事項が全て記入押印されていれば独自の様式で提出も可。本協会ホームページから様式ダウンロード可)

7 事業実施報告書の提出

助成を受けた施設、団体及び保護者会等は、事業が完了した後、交付決定時に送付する所定の様式の報告書を提出すること。

- 提出するもの
- ・所定の報告書様式に記名押印したもの
(購入した用具を使用した感想や支出金額等を記入)
 - ・事業にかかった経費の領収書(コピー可)
 - ・購入した用具を使用している写真

8 その他

・事業実施報告書が提出されない場合や、助成対象事業以外の目的に使用したと認められる場合は、助成金の一部または全額を返還して頂くことがある。

・助成金額の上限10万円を上回った分については、差額は申請者の負担とする。

・交付決定後の金額の増加は認められない。購入金額が見積もり時より下がった場合は、差額を返金して頂く。(差額返金分の振込手数料は、申請者が負担すること)

・スポーツ用品を使用したイベント等において、当協会の小冊子の配布が可能な施設、団体及び保護者会等は、参加者の方々に小冊子の配布を依頼する。

・本協会の各種事業報告や、本協会のホームページ、SNS等に写真の掲載が可能な団体は、事業報告書提出時、写真データの提供をお願いします。
(お顔が判別出来る写真は掲載いたしません。スポーツ用品等を使用している後ろ姿などの写真をご提供頂けると幸いです)

申請及びお問い合わせ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町4-1

新潟県福祉保健部障害福祉課内

公益財団法人新潟県肢体不自由児協会

(担当：馬場)

TEL：025-284-0130

FAX：025-250-0117

E-mail：sinsikyou@r3.dion.ne.jp

HP：https://www.shinshikyo.org/